

## 温室効果ガスの排出の抑制に関する指針の一部改正について

横浜市では、「温室効果ガスの排出の抑制に関する指針（以下、「指針」という。）」に基づき、事業者の方々と相互に連携を図りながら、地球温暖化を防止する対策を継続的に推進しています。

近年、地球温暖化対策は省エネの徹底に加え、再エネの導入拡大など多様化しており、事業者は脱炭素社会実現に向け取組を進めています。こうした社会情勢や事業者の取組状況等を踏まえ指針を改正します。

### 1 主な改正内容

事業者が脱炭素社会実現に向けた取組を進めている現状を踏まえ、その取組効果をより適切に把握するため、基礎排出量の算定に使用する二酸化炭素排出係数を「基準年度の値を継続して使用」から「当該年度の値を使用」に変更し、別表1、2を削除します。その他、用語の整理を行います。

#### (1) 基礎排出量の算定に使用する二酸化炭素排出係数の変更

変更前	変更後
基準年度におけるエネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数を <u>継続して</u> 使用	当該年度におけるエネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数を使用

#### (2) 別表1及び2の削除

「別表1 エネルギー種類ごとの単位発熱量」及び「別表2 エネルギーの種類ごとの二酸化炭素排出係数」を削除し、これらの数値の参照先として、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」等を追記します。

### 2 施行予定

令和4年4月1日（予定）

### 3 添付資料

- (1) (別紙1)温室効果ガスの排出の抑制に関する指針 本文（新旧対照）
- (2) (別紙2)温室効果ガスの排出の抑制に関する指針 別表（新旧対照）